

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和における企業型 DC 実施事業主の事務手続きについて P1
【コラム】DB規約に定める社内規程の有効日について P7

企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和における
企業型 DC 実施事業主の事務手続きについて

1. はじめに

2022 年 10 月 1 日より、企業型確定拠出年金（以下、「企業型 DC」という。）加入者の個人型確定拠出年金（以下、「iDeCo」という。）加入の要件が緩和され、企業型 DC 規約に iDeCo への同時加入を可能とする定めがなくても、iDeCo に加入できるようになりました。これまで iDeCo への同時加入を可能としていた企業は企業型 DC 実施企業全体の約 5%だったため、法改正に伴いはじめて iDeCo の事務手続きを行う企業型 DC 実施事業所のご担当者様が多くいらっしゃると思います。

今回は、2022 年 10 月 1 日以降の企業型 DC 実施事業主の iDeCo 事務手続きについてご説明します。

2. 法改正の内容

まずは、法改正の内容について確認したいと思います。2022 年 10 月から以下の点が変更となりました。

- ・規約の定めがなくても iDeCo に加入可能
- ・事業主掛金の拠出限度額の引き下げは不要
- ・マッチング拠出か iDeCo 加入かを加入者が選択できる（規約にマッチング拠出の定めがある場合）

(1) 企業型 DC 加入者の iDeCo 拠出限度額

では、iDeCo にはいくらまで拠出できるのか確認しましょう。拠出限度額は、企業年金の加入が企業型 DC だけなのか、企業型 DC とあわせて確定給付企業年金等^{※1}（以下、「DB」という。）にも加入しているかによって異なります。

※1 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度

<図表1> 企業型DC加入者のiDeCoの拠出限度額／月

① 企業型DCのみに加入

企業型確定拠出年金 の事業主掛金額	iDeCoの拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円－事業主掛金額

②企業型DCとDB両方に加入^{※2}

企業型確定拠出年金 の事業主掛金額	iDeCoの拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円－事業主掛金額

※2 DB にも加入している場合は、2024 年 12 月から拠出限度額が変更されます。

iDeCo 掛金額の下限は①、②ともに 5,000 円です。企業型 DC 加入者は加入者向け WEB サイトにて、自ら iDeCo の拠出可能見込額が確認できるようになっています。^(注)

なお、iDeCo には企業型 DC 加入者全員が加入できるわけではなく、加入できないケースがあることに留意が必要です。次のいずれかの項目に該当する方は iDeCo に加入できません。

(注) 図表 2 の iDeCo に加入できないケースに該当する方は、表示されません。

＜図表2＞2022年10月以降もiDeCoに加入できないケース

iDeCoに加入できないケース	企業型DCの加入者掛金（マッチング拠出）を拠出している （加入者掛金の停止をすれば、iDeCoへ加入可能）
	企業型DCの事業主掛金額が月50,000円（DBにも加入している場合は月22,500円）を超えている
	企業型DCの事業主掛金が毎月拠出ではない又は月55,000円（DBにも加入している場合は月27,500円）を超えて拠出している
	過去にiDeCoの老齢給付金を受給した
	老齢基礎年金または老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求した （特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢から受給した方は、iDeCoへ加入可能）

(2) 法改正についてよくいただくご質問

Q1: 企業型DCとiDeCoの拠出限度額は別枠で、それぞれ拠出限度額まで拠出できますか。

A1: 企業型DCとiDeCoの拠出限度額は残念ながら別枠ではなく、企業型DCとiDeCoの掛金を合算して月55,000円（DBにも加入している場合は月27,500円）を超えることはできません。

Q2: 従業員よりiDeCoへの加入申出があった場合、会社で社内ルールを定めることにより加入を断ることはできますか。

A2: 確定拠出年金法でiDeCo加入者に対し事業主は必要な協力をするよう定められています。加入手続きにご協力くださいますようお願い致します。

Q3: iDeCo加入について規約に定める必要はありますか。

A3: 規約への記載は必須ではありませんが、わかりやすさの観点からiDeCoに加入できる旨を規約に記載することは可能です。（掛金が「毎月の拠出限度額の範囲内かつ毎月拠出」となっていない場合は、iDeCoに加入不可である旨の規約への記載が必要です。）

(3) 総合型プランまたは給与選択型を実施している場合の留意点

総合型プランまたは給与選択型の企業型DCを実施している場合は、以下の留意点があります。

総合型プランを実施している場合の留意点

総合型の企業型DCを導入している場合は、資産管理費用を掛金の一部として拠出しているケースがあります。その場合は、事業主掛金額に資産管理費用を含めて拠出限度額の判断をします。

給与選択型を採用している場合の留意点

給与選択型（労使合意により給与等を減額した上で、減額部分を企業型DCに拠出するか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組み）を採用している場合は、本人の選択により企業型DCへ拠出する掛金（選択掛金、本人掛金等名称は様々）は事業主掛金となるため、iDeCoに加入できないケースである加入者掛金（マッチング拠出）には該当しません。

3. 企業型DC実施企業のiDeCo事務手続き

それではここから、企業型DC実施事業主のiDeCo事務手続きについてご説明します。ここでは、一般の事業所にお勤めの65歳未満の従業員が加入する場合の事務手続きについて記載します。公務員や私立学校教職員の方が加入する場合や、公的年金の受給権が無い65歳以上の方が加入する場合は、手続き内容が異なります。

(1)掛金納付方法

iDeCo の掛金納付方法は、「個人払込」と「事業主払込」の2種類があります。「個人払込」は、加入者の預金口座からの口座振替により、掛金を納付する方法です。「事業主払込」は、会社が掛金を給与から天引きし、会社の預金口座からの口座振替にて掛金を納付する方法です。掛金納付方法はどちらかのみとすることも、両方を併用することも可能です。

なお、掛金の納付については、確定拠出年金法にて以下のように定められています。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七十条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4 略

(2)【個人払込の場合】

① 社内ではじめて iDeCo 加入希望者（個人払込）が発生したとき

はじめて個人払込での iDeCo 加入者が発生した際に、iDeCo の実施機関である国民年金基金連合会へ事業所登録申請を行います。登録手続きは、②に記載の「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」にて行います。登録が完了すると、国民年金基金連合会より事業主宛に事業所登録通知書が届きます。事業所登録通知書に記載されている登録事業所番号を二人目以降の加入希望者の事業主の証明書等に記載しますので、お手元にお控えください。また、事業所登録通知書とあわせて、事業主の手引きが届きますのでご確認ください。

<見本1>事業所登録通知書・事業主の手引き

事業所登録通知書	
下記の通り個人型年金の登録事業所として登録しましたので、通知致します。	
登録事業所番号	00001111
登録事業所名称	株式会社 年金商事
登録事業所所在地	東京都港区六本木10-11-12
事業主名称又は氏名	株式会社 年金商事
電話番号	03-1234-0000
登録年月日	平成30年 3月26日
掛金納付方法	個人払込
金融機関名	*****
支店名	*****
預金種目	*****
口座番号	*****
口座名義人	*****



② 従業員が iDeCo に加入するときに事業主が記載する書類

従業員が iDeCo に加入する際は、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」(以下、「事業主の証明書」という。)という書類への事業主の記載が必要となります。これは、従業員の iDeCo 加入資格を証明するための書類です。書類は、従業員が iDeCo を取扱う受付金融機関(以下、「受付金融機関」という。)から取得し、会社に提出します。会社は記入後、書類を従業員に返却します。従業員は自らが記載する「個人型年金加入申出書」と会社から返却された事業主の証明書をセットにして受付金融機関に送付します。その後国民年金基金連合会にて加入資格の確認が行われ、「個人型年金加入確認通知書」、または「加入者資格不該当通知」が従業員宛に送付されます。

なお、加入手続きのスケジュールは受付金融機関により異なります。

<見本 2> 事業主の証明書 ・ フローチャート

事業主記入欄

事業主にて記入

様式第 K-101A1号 (2022.10)

事業主の証明書を記入する際には、書類右下に（2022.10）と記載されているかをご確認ください。2022.10 より前の年月の書類を使用すると、記入項目が異なるため不備となります。2022.10 の事業主の証明書には、新たに<図表 3>の内容の項目が追加されています。

<図表 3> 事業主の証明書の追加項目

申出者の記入欄	企業型 DC の加入者向け WE B サイトの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書と一致していること i De Co と企業型 DC の掛金合計額が拠出限度額を超過した場合、i De Co の掛金額が自動減額されることを確認したこと
事業主の記入欄	申出者がマッチング拠出をしていないこと 事業主掛金が年単位拠出ではないこと

書類の名称に「事業所登録申請書」と記載があるからか、事業所登録済みの事業所のご担当様より「既に事業所登録はしているが、2 人目以降の加入希望者にも書類の記載が必要なのか。」とのご照会をいただくことがあります。加入希望者の iDeCo の加入資格の証明をする必要があるため、都度記載が必要です。

なお、2024 年 12 月以降は DB 等の他制度の情報も国民年金基金連合会に連携され必要な情報が確認できるようになるため、2024 年 12 月以降事業主の証明書は廃止になる予定です。

③ 年末調整の手続き

国民年金基金連合会より「小規模企業共済等掛金払込証明書」（以下、「払込証明書」という。）が毎年 10 月頃に加入者宛に送付されます（初回の掛金納付が 9 月以降の場合は、納付された月の翌月以降の送付となります。年末調整に間に合わない場合は、確定申告でのお手続きになります。）。年末調整は、加入者から提出された払込証明書に基づいて行います。なお、給与所得者の保険料控除申告書の iDeCo 掛金額の記載欄は、小規模企業共済等掛金控除「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄です。

＜見本 3＞払込証明書・給与所得者の保険料控除申告書の小規模企業共済等掛金控除「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄

重要

令和 年 小規模企業共済等掛金払込証明書
(確定拠出年金(個人型年金))

氏名
住所

本年10月までに払い込まれた金額 円
11～12月に払い込まれる予定金額 円
合計金額 円

令和 年 11月 18日 発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
国民年金基金連合会

見本

種 別	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	120,000
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合 計 (控 除 額)	120,000 円

④ 年1回の加入者資格の確認

年に1回従業員の iDeCo の加入資格の有無について、国民年金基金連合会に届出をする必要があります。国民年金基金連合会から事業主宛に送付される通知に記載のID・パスワードを使って、オンラインで回答します。

届出の対象者は、iDeCo 加入者全員ではなく、以下の全てに該当する方となります。

ア. 前年12月末時点で加入者になっている

イ. iDeCo 掛金額が月 12,000 円を超えている

ウ. 企業型 DC に加入していない※

(※ウにより企業型 DC 加入者は本確認の対象外となります)

なお、この届出についても 2024 年夏頃の送付が最終となる予定です。

⑤ 国民年金基金連合会への届出

事業所名や所在地、掛金納付方法、企業年金制度等を変更するときは、国民年金基金連合会への届出が必要です。

⑥ iDeCo 加入者が入社したときの手続き

既に第2号被保険者として iDeCo に加入中の従業員が入社した場合は、その従業員が iDeCo を継続したいのか、iDeCo はやめて企業型に DC 口座をまとめたいのかによって手続きが異なります。書類の入手・提出は従業員が行います。会社が記載する必要のある書類は＜図表 4＞の提出書類のうち、事業主の証明書となります。

＜図表 4＞ iDeCo 加入者が入社したときの手続き

手続き内容	提出書類	書類の入手・提出先
iDeCoをやめて企業型にDC口座をまとめる場合	加入者資格喪失届	iDeCo加入中の受付金融機関
	個人別管理資産移換依頼書 (移換先が企業型DCとなっているもの)	事業主
iDeCoの加入を継続する場合	加入者登録事業所変更届	iDeCo加入中の受付金融機関
	事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書	
iDeCoの拠出はやめて運用のみ継続する(運用指図者となる)場合	加入者資格喪失届	iDeCo加入中の受付金融機関

(3)【事業主払込の場合】

iDeCo の掛金納付方法を事業主払込(給与天引き)とする場合は、＜個人払込の場合＞の②④⑤⑥に加え、以下の事務が必要です。

① 社内ではじめての iDeCo 加入希望者（事業主払込）が発生したとき

事業所登録の申請手続きは＜個人払込の場合＞の①と同様ですが、既に個人払込で事業所登録をしている場合でも、個人払込と事業主払込では異なる登録事業所番号が発行されるため、事業主払込の登録手続きが必要です。

② 掛金の給与天引き・納付手続き

掛金を給与天引きとする場合は、事業主払込での最初の加入者の「個人型年金加入申出書」に会社の引落口座情報を記入します。会社の口座から、毎月 26 日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座振替が行われます。加入者の掛金額を国民年金基金連合会から送付される「個人型年金掛金納付結果通知書 兼 個人型年金引落事前通知書」で確認し、給与から天引きします。

③ 源泉徴収税額の調整

毎月の給与の源泉徴収額の算出にあたっては、掛金額を小規模企業共済等掛金として所得控除する必要があります。なお、事業主払込の場合は、払込証明書は発行されません。源泉徴収により把握している納付済掛金額にて年末調整の対応をします。

④ 加入者が退職するときの手続き

「退職者に係る掛金引落停止依頼書」を国民年金基金連合会へ提出し、退職者の掛金の引落しを停止します。

4. 企業型 DC 記録関連運営管理機関に登録している加入者情報の確認

法改正に伴い、企業型 DC 加入者の iDeCo 掛金額が拠出限度額におさまるよう管理するために、企業年金連合会が運営する「企業年金プラットフォーム」という仕組みがスタートしました。企業型 DC 実施事業主は企業型 DC 記録関連運営管理機関（以下、「RK」という。）を通じて、企業年金プラットフォームに毎月末日の加入者情報を登録します。拠出限度額の管理は、企業年金プラットフォームに登録されている情報を元に国民年金基金連合会が行います。国民年金基金連合会は、企業年金プラットフォームに登録されている加入者情報（基礎年金番号、生年月日、性別）で本人を特定しますが、登録されている情報が誤っていると、iDeCo へ加入できない、または iDeCo の掛金が拠出停止となりますので、加入者情報が正しく RK に登録されているか確認が必要です。

また、他の企業年金への加入有無の登録内容により iDeCo の拠出限度額が異なるため、こちらも正しく RK に登録されているか確認が必要です。

なお、2024 年 12 月より DB 加入者の情報も企業年金プラットフォームに登録されることになります。

5. 企業型 DC の掛金額が増額され、拠出限度額を超過した場合

「企業型 DC の掛金額が増額され、iDeCo 掛金との合計額が拠出限度額を超えたらどうなるのか。」というご質問を企業型 DC 実務ご担当者様よりいただくことがあります。企業型 DC の掛金額が増額されたことにより、拠出限度額を超過した場合は、企業型 DC の掛金が優先されます。

(1) 増額後の企業型 DC 掛金額が月 50,000 円(DB にも加入している場合は 22,500 円) 以下の場合

国民年金基金連合会にて iDeCo の掛金額を自動減額します。加入者には、国民年金基金連合会より「企業型確定拠出年金の掛金額変更による iDeCo 掛金額自動調整のお知らせ」が發送されます。

なお、企業型 DC の掛金額が減額した場合は、iDeCo の掛金額は自動増額されません。掛金額を増額する場合は、加入者にて掛金額の変更手続きを行う必要があります。

(2) 増額後の企業型 DC 掛金額が月 50,000 円(DB にも加入している場合は 22,500 円) 超の場合

iDeCo の拠出可能額が 5,000 円を下回った場合は、iDeCo の掛金が拠出停止となります。加入者には、国民年金基金連合会より「企業型確定拠出年金の掛金額変更による iDeCo 掛金一時停止のお知らせ」と「手続きに関するご案内」が發送されます。加入者は iDeCo の資格喪失手続きを行うか、企業型 DC の事業主掛金を減額して iDeCo 掛金額の変更手続きを行う必要があります。

6. おわりに

これまでは iDeCo 同時加入の規約とするには事業主掛金の上限引き下げが必要だったため、なかなか iDeCo の同時加入が普及しませんでした。今回の法改正により、拠出可能な枠があれば iDeCo 加入が可能、また加入者個人でマッチング拠出か iDeCo 加入を選択できるようになり、個人の老後資産形成の選択肢が

増えました。企業型 DC 加入者にとってメリットの大きい改正ですが、企業型 DC 実施事業所のご担当者様にはご対応いただく事務手続きが増えることとなりました。本内容が、ご担当者様の実務対応の一助となれば幸いです。

<ご参考資料>

事業主の事務手続きの詳細については、国民年金基金連合会が運営する iDeCo 公式サイトをご参照ください。

- ・事業主の方へ <https://www.ideco-koushiki.jp/owner/>
- ・ライブラリ <https://www.ideco-koushiki.jp/library/>

(年金業務部 確定拠出年金室 妻鹿 華代子)

りそなコラム

DB規約に定める社内規程の有効日について

今回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）を実施しているお客さまを担当する、ある信託銀行新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との「DB規約に定める社内規程の有効日」に関するディスカッションです。

- A さ ん：私が担当しているお客さまが、令和5年4月1日付で就業規則を改定されることになり、規約変更の準備をしています。お客さまの現在の確定給付企業年金規約（以下、DB規約）を確認しているのですが、DB規約は複数の「条」で構成されていて、書きぶりが法律みたいですね。
- B 課 長：そうね。DB規約は法令ではないけれど、厚生労働省が開示している規約例は、法令に準拠した構成となっているの。

<図表1>規約の構成

見出し	「条」の冒頭に置かれる。その条の内容を簡単に要約したインデックスの役割を果たすものであり、「第〇条」と記載している行の前の行に、（ ）書で置かれる。
条	「条」とは、「1つの意味の固まりである」とされている。条番号（正式には条名）が採番される。規約変更時に「条」を増やす場合は、一般的に枝番号をつける。（「第45条の2」「第81条の3の5」など）。
項	「条」を段落分けしたもの。原則的には「1つの文」が「1つの項」として扱われるが、「複数の文」が「1つの項」とされている実例も珍しくない。 なお、「1つの項」だけで構成される「条」は、それを「項」とは呼ばない。
号	「条」や「項」の中で、事柄を列挙する場合に置かれる。一般的に「号」は、名詞や体言止めの名詞節を列挙する場合が多いが、文を列挙する場合もある。
ただし書	「1つの項」が「2つの文」で構成されている場合であって、「2つめの文」が「ただし、」で始まっている場合、「ただし、」の前の文を「本文」、「ただし、」が冒頭についた文を「ただし書」と呼ぶ。

- A さ ん：今回の就業規則の改定箇所は、職種の名称の変更のみで、「社員」から「正社員」に変わるそうです。この場合、DB規約はどの部分が変更になるのでしょうか？
- B 課 長：加入者の条文（第3条）を見てみて。このDB規約では、加入者について就業規則から引用しているでしょ（図表2下線部分）。この「就業規則の有効日」と「社員」の部分を、少なくとも変更する必要があるわ。例えば『就業規則（令和5年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する正社員』のようにね。
- A さ ん：なるほど。規約に引用している就業規則を変更するので、行政への届出時に、「変更前」と「変更後」の就業規則を提出する必要がありますよね。
- B 課 長：その通り。この場合、「変更前」の就業規則は、現在のDB規約に引用している「令和3年4月1日現在において効力を有する就業規則」ね。（図表2下線部分）

Aさん：はい。ですが、お客さまにそのようにご案内したところ、お客さまから『探したけど、「令和3年4月1日」付で改定した就業規則が見つからない。。。』と相談をうけました。お客さまの就業規則の改定履歴を見せていただくと、確かに「令和3年4月1日」に改定した就業規則は無さそうです。（図表3）

B課長：規約に書いてある日付は、社内規程の改定日ではなくて規約変更日を書くのが一般的なのよ。だから、規約で定める就業規則の日付時点で有効な社内規程を出せば良いの。

<図表2>お客さまの現在のDB規約

（加入者）
見出し
就業規則の改定日とは限らない！（一般的に、規約変更日）

条
第3条 本制度の加入者は、実施事業所（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所の就業規則（令和3年4月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第2条に規定する社員（実施事業所の退職金規程（令和3年4月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。以下同じ。）第4条に定める者を除く。以下「従業者」という。）とする。ただし、実施事業所の従業者となった日から実施事業所の就業規則第42条に規定する定年退職日まで加入者であったとしても第6条に規定する加入者期間が3年に満たない者については、加入者としな

ただし書

（加入者期間）
見出し

条
第6条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

項
2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の各号に定める期間を控除した期間とする。

号
（1）実施事業所の就業規則第25条の規定に基づく休職（以下「休職」という。）を行った期間（休職を開始した日の属する月の翌月（休職を開始した日が1日の場合は当該日の属する月）から復職した日の属する月（復職した日が1日の場合は当該日の属する月の前月）までの期間をいい、以下「休職期間」という。）
（2）実施事業所の育児・介護休業規程（令和4年10月1日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）の規定に基づく育児休業又は介護休業（以下「休……

<図表3>就業規則の改定履歴

〇〇株式会社 就業規則 <改定履歴>

- ・平成30年 7月1日改定
- ・令和 元年10月1日改定
- ・令和 3年 7月1日改定
- ・令和 5年 4月1日改定

提出不要

「変更前」の規程として提出
令和3年4月1日時点で有効な社内

提出不要

「変更後」の規程として提出
今回の規約変更日時点で有効な社内規程

Aさん：なるほど。ということは、この場合「令和3年4月1日時点で有効な社内規程」である「令和元年10月1日改定」分を「変更前」の社内規程として提出すればよいということですね。

B課長：その通りよ。今回変更した「令和5年4月1日改定」分と合わせて提出するのも忘れないでね。

（年金業務部 年金信託室 申請契約グループ 尾林 千恵）

企業年金ノート 2022(令和4)年10月号 No.654

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所

〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 **りそな銀行**
RESONA

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>